

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

告示

麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(五二四・健康対策課)……………1

基本測量実施の通知(五一五・建設管理課)……………1

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………1

土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………2

土地改良区の役員の変更の届出(仙北地域振興局農林部)……………2

土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………2

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………2

告示

秋田県告示第五百十四号

各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	石田和子
医療機関名	比内町立扇田病院
予防接種を行う主たる場所	比内町扇田字本道端七番地一
所在地	

公告

秋田県告示第五百十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
基本測量
- 二 作業を行う地域
秋田市、横手市、大館市、鹿角市、大仙市、平鹿郡山内村
- 三 作業を行う期間
平成十七年五月十六日から平成十八年二月二十八日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十七年五月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人「ケアポートたかのす」
- 三 代表者の氏名
近藤敏夫
- 四 主たる事務所の所在地

岡崎 三枝子	比内町立扇田病院	比内町扇田字本道端七番地一
深谷 博志	比内町立扇田病院	比内町扇田字本道端七番地一
小山 勝幸	比内町立扇田病院	比内町扇田字本道端七番地一

北秋田市綴子字一本柳九十五番地一
五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行うとともに、公益法人としての特性を活かしながら、住民の福祉ニーズに柔軟に対応し、制度にないサービスの提供や開発に積極的に取り組み、安心して暮らせる地域づくりを支援し、住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

会員の種別
役員の定数

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年五月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
大仙市大巻字宅地十一番地

菅原和夫

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡六郷町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年五月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
照管用ライト付き防犯ブザー 七千五百個

(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十七年六月三十日（木）

(四) 納入場所
秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年五月二十七日（金）から同年六月六日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年六月十日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄